

獣医師及び関係者の皆様へ

ニフルスチレン酸ナトリウムを有効成分とする観賞魚用の動物用医薬品を、観賞魚用以外に使用することが禁止されました。

令和5年9月22日、農林水産省消費・安全局長より、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく医薬品及び再生医療等製品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令及び動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について通知がありました。

今回の改正により、令和5年9月22日以降、ニフルスチレン酸ナトリウムを有効成分とする観賞魚用の動物用医薬品を観賞魚用以外に使用することが禁止され、獣医師であっても食用動物等の対象動物(※)への使用（適応外使用）ができなくなります。

獣医師及び関係者の皆様におかれましては、引き続き動物用医薬品の適正使用等につきご協力をお願いします。

(※) 対象動物：牛、馬、豚、鶏、うずら、みつばち、
食用に供するために養殖されている水産動物

参考：農水省ホームページリーフレットへのリンク

https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/attach/pdf/animal_use-13.pdf